

研究所 月報 2020.3

時間単位での取得が可能に

子の看護休暇・介護休暇

■施行は 2021 年 1 月

「病院に寄ってから出勤したいけれど、半日の休みは必要ない…」

「急な迎え要請で少しでも早く帰りたい…」

そんな育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになりました。改正のポイントは以下のとおりで、施行は 2021 年 1 月からです。

改正前	・半日単位での取得が可能 ・1 日の所定労働時間が 4 時間以下の労働者は取得できない
改正後	・時間単位での取得が可能 ・すべての労働者が取得できる

■制度導入におけるポイント（厚労省 Q & A より）

- ・「分」単位で看護・介護休暇を取得できる制度を既に導入している場合は、法を上回る内容になっているため、別途、時間単位で取得できる制度を設ける必要はない。
- ・時間単位での看護・介護休暇を取得する場合の「時間」は、「1 日の所定労働時間数未満の時間」とし、1 日の所定労働時間数と同じ時間数の看護・介護休暇を取得する場合には、日単位での看護・介護休暇の取得として取り扱う。
- ・「中抜け」による時間単位での取得を既に認めている場合、法を上回る望ましい取扱いであるため、改正後に「中抜け」を想定しない制度に変更する必要はない。
- ・フレックスタイム制度のような柔軟な労働時間制度が適用される労働者であっても、申出があった場合には、時間単位で看護・介護休暇を取得できるようにしなければならない。

■就業規則や社内規程の見直しも必要に

来年の施行までに、就業規則や社内規程の見直し・修正が必要です。

また、業務内容によっては、時間単位での休暇取得が難しい労働者がいます。その場合は、労使協定を締結することにより、その業務に従事する労働者を除外することができます。



「身元保証書」を求める際の留意点

■2020 年度の身元保証契約は要注意

素性や経歴を保証するとともに、従業員が会社に何らかの損害を与えた場合に連帯して賠償してもらうため、入社時には身元保証人を立ててもらっている、という会社は多いのではないのでしょうか。

そのような会社では、この春、「身元保証書」の見直しが必要です。

2020 年 4 月より、「個人保証人の保護の強化」を目的として、極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効とされます（改正民法 465 条の 2）。

入社時の身元保証契約は、従業員が会社に損害を与えた場合に本人と連帯してその賠償を行うという連帯保証契約であり、保証人にとっては、従業員が、いつ、どのような責任を負うのかを予測することができないことから根保証契約に当たります。

そのため、身元保証契約を締結する際には、賠償の上限（極度額）を定めておかなければなりません。

■極度額の定め方

極度額の定め方については、例えば次のように、これまでの身元保証書に極度額を追加することが考えられます。

「同人の身元を保証し、同人が貴社に損害を与えた場合、貴社が被った損害を賠償する旨確約します（極度額〇〇〇〇円）」

なお、実務上は、「極度額をいくらにするか」が問題となります。損害に対するリスクヘッジという観点からは、あまりに低額とすると実効性がなくなり、一方であまりに高額としてしまうと、連帯保証人が躊躇する等で手続きが進まないおそれもあります。

具体的に金額を明記する（「極度額は 1 千万円とする」など）のがベストですが、例えば「極度額は従業員の月給の〇〇か月分とする」などと定めることも考えられます。

■「身元保証契約」締結の見直しも…

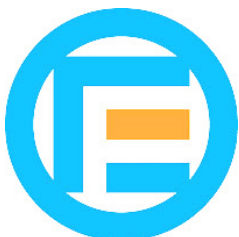
身元保証を求める会社は多いですが、実質的に形骸化しているケースも多くあります。対応を求められていることを機に、会社にとって身元保証契約を結ぶことが本当に必要であるのか、再検討してみましょう。

ひらたコラム

36 歳というと世間的には十分すぎるほどに大人ですが、日常でそれを実感するのは、階段を登ったときの息切れと、10 数年ぶりに全力疾走したときの大腿直筋の異常なダメージと、子どものころは苦手だった食べ物がいつの間にか食べられるようになったことですね。

定番のピーマンやナス、独特の食感が苦手だったサトイモも、いつの間にかむしろ好物になっていました。そして 20 代では苦みしか感じなかった「おビール」も、最近はその中に美味しさを感じるようになりました。

これからますます大人の階段を登るにつれて、「わしも若いころはそんなじゃったわい、ふぉふぁ」とかいう口調になるのか…と思うと感慨深い。



発行／2020 年 2 月 28 日 第 94 号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL <http://tairaken95.com>

